

○ 山梨市優良建設工事施工業者表彰要領

令和6年8月16日 制定

（目的）

第1条 この要領は、山梨市（以下「市」という。）が発注する建設工事のうち、成績が優良である施工業者を表彰することにより、建設技術の向上及び建設意欲の高揚を図り、もって市工事における良質な施工を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事であって、市が発注したものをいう。
- (2) 評定点 山梨市建設工事成績評定要領（平成27年8月制定）第5条の規定による工事成績評定書の評定点をいう。
- (3) 表彰対象年度 表彰を実施する年度の前年度をいう。

（表彰対象者）

第3条 表彰の対象となる者（以下「表彰対象者」という。）は、表彰対象年度に完了した1件の請負金額が150万円を超える建設工事（以下「対象工事」という。）の請負業者であって、次に掲げる全ての条件に該当する者とする。

- (1) 市内に本社・本店または営業所を有する建設業者。
- (2) 表彰対象年度において、対象工事の請負件数が2件以上であること。

（表彰基準）

第4条 表彰は、次に掲げる全てに該当する表彰対象者について、選考のうえ行う。

- (1) 表彰対象年度における対象工事の評定点が80点以上であること。
 - (2) 建設業の経営が健全で、かつ、他の模範となるものであること。
- 2 上項の表彰基準に該当する工事を複数、施工した場合においては、評定点が最も高い工事をもって、表彰対象とする。
- 3 表彰は同一の表彰対象者に対し、複数年度連続して行うことを妨げない。

（欠格事項）

第5条 前条の規定にかかわらず、表彰対象年度において、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、表彰を行わない。

- (1) 表彰対象年度に施工した対象工事において70点未満の評定点がある者。
- (2) 山梨市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成17年3月22日施行）の規定に基づく指名停止若しくは警告の措置の認定を受けた者、又は受けることが明らかであった者。

- (3) 建設業法による監督処分認定を受けた者、又は受けることが明らかであった者。
- (4) その他表彰することが適当でないと市長が認める者。

(山梨市優良建設工事施工業者表彰審査委員会の設置)

第6条 被表彰者の選考を行うため、山梨市優良建設工事施工業者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員は、山梨市工事請負等入札者指名選考委員会要綱(平成19年4月1日施行)第2条に規定する山梨市工事請負等入札者指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)の委員をもって組織する。

3 審査委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

4 委員長は、指名選考委員会の委員長をもって充てる。

5 副委員長は、指名選考委員会の副委員長をもって充てる。

6 審査委員会の事務局は、管財課に置くものとする。

(表彰対象者の推薦)

第7条 所管課長等は、表彰対象者として適当と認められる者を、優良建設工事施工業者表彰推薦書(別記様式)により、委員長に推薦するものとする。

2 事務局は、前項の規定により推薦があった者について、調査及び評価を行い、その結果を委員長に報告する。

(被表彰者の決定)

第8条 委員長は、審査委員会を招集し、前条の表彰対象者について審査を行い、審査過程及び審査結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、毎年度市長が定める日に表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を付与することができる。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、制定の日から施行する。